

令和2年度 ① 奨学のための給付金 一部早期給付のご案内
(高校生等奨学給付金)

1 奨学のための給付金とは

- 滋賀県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立の高等学校等に通う高校生等がいる低所得（道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税）の世帯の保護者等に対し、**返還の必要がない**「奨学のための給付金」を支給します。
- 支給を受けるには申請手続きが必要です。
- 高等学校等就学支援金（授業料の負担を軽減する制度）とは別の手続きですのでご注意ください。

2 一部早期給付とは

- 奨学のための給付金は、通常、年1回申請による年額での一括給付ですが、令和2年度に入学された**新入生に限り希望される方には年額の一部（4月から6月相当額）を前倒しで支給**します。
- 支給時期は8月末を予定しています。 ※審査状況により遅れる場合があります。
 ※7月から翌年3月相当額の支給を受けるには、別途申請手続きが必要になります。（7月から受付予定）
 ※年額での一括給付を希望される方は、通常申請（7月から受付予定）にて申請手続きをしてください。年額一括の支給時期は11月下旬～12月頃を予定しています。

3 対象者

令和2年4月1日現在において、次の資格をすべて満たす世帯である保護者等（注）

- 高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する**新入生**の高校生等がいる世帯
- 生活保護（のうち生業扶助）を受給しているか、令和元年度（平成30年分）の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税）**の世帯（保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税であること）
- 保護者等が滋賀県内に住所を有する世帯

※生徒および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。

- ・高校生等が特別支援学校の生徒である
- ・保護者等が賦課期日に日本国内に在住していない
- ・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費が支弁されている
- ・既に給付金の支給を、高校生等一人につき年1回、通算3回（定時制・通信制課程は通算4回、専攻科は通算2回）受けている（学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数に1回（定時制・通信制課程は2回まで）加えることができる。

(注)保護者等とは、高等学校就学支援金に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号および高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日）第3条第1項第4号に規定する保護者等

4 支給額

世帯区分		課程		年額	早期支給額 (※2)
①	生活保護世帯	全日制・定時制・通信制		32,300円	8,075円
②	非課税世帯 区分①を除く	全日制・定時制	一人目	84,000円	21,000円
			二人目以降(※1)	129,700円	32,425円
		通信制		36,500円	9,125円
③	非課税世帯 (生活保護世帯含む)	専攻科		36,500円	9,125円

※1 保護者等に扶養されている次のいずれかの兄弟姉妹がいる高校生等を言います。

- ・15歳以上（中学生を除く）23歳未満の者（生年月日が平成9年4月3日～平成17年4月2日の者）
- ・23歳以上の高校生等

※2 早期支給額は年額の4分の1（4月から6月相当額）となります。

5 申請方法・必要書類

○申請期限 **令和2年6月30日(火)**までに申請してください。
(期日を超える場合は7月に通常申請をしてください。その場合は年額支給となります。)

○申請方法 各世帯区分に応じた必要書類をそろえて、**在学する高等学校等へ提出**してください。
申請書や記入例は、学校で配布しています。また、教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

必要書類	世帯区分		②非課税世帯 (①を除く)		③非課税世帯 (生活保護世帯含む)	
	① 生活保護世帯	全日制・定時制・通信制	全日制・定時制 一人目	全日制・定時制 二人目以降	通信制	専攻科
1. 奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書 (様式第1号その1)	○		○	○	○	○
2. 生活保護受給証明書(原本) ・令和2年4月1日以降に福祉事務所が発行したもので、 令和2年4月1日現在生業扶助が措置されていること がわかるもの	○					
3. 保護者等の課税額を確認できる書類 ・次のア、イのいずれかを提出してください。 ア 保護者等全員の 令和元年度(平成30年分) 課税証明書等 イ マイナンバー貼付台紙(他の申請書類とは別に教育委員会へ郵送または持参していただく必要があります。)			○	○	○	○ ※イは提出できません
4. 健康保険証の写し(1.の申請書に添付欄があります) ・対象生徒本人のものは必ず添付してください。 ・15歳以上(中学生除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹および23歳以上の高校生等がいる場合は、その兄弟姉妹のものも添付してください。			○	○	○ ※本人のみで可	○ ※本人分のみで可
5. 扶養誓約書			4.で添付した保険証が国民健康保険の場合に提出してください。			
6. 在学証明書 ・保護者等に扶養されている23歳以上の高校生等がいる場合に、その者について学校で証明を受けてください。				○ ※23歳以上の高校生がいる場合		
7. 世帯全員分の住民票記載事項証明(原本) ・続柄入りで、世帯全員が記載されているもの			・4.で添付した保険証が国民健康保険の場合で、保険証の世帯主が保護者等以外の場合に提出してください。 ・3.でイを提出する場合で、H31.1.1日時点とR2.4.1時点で住所が異なる場合は提出してください。			
8. 口座振込依頼書、通帳の写し ・申請者名義の普通口座を指定してください。	○		○	○	○	○
9. 委任状	○		○	○	○	○
10. 個人対象要件証明書						○

※その他家庭の状況等により添付書類が必要となる場合があります。
※対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

6 Q&A

- **申請すれば必ずもらえるの?** → 予算の範囲内で支給しますので、多くの方から申請いただき予算の上限に達した場合は、支給がなされないことや募集を中止することがあります。
- **7月以降分はいつもらえるの?** → 11月下旬~12月頃を予定しています。7月から受付を開始しますので必要書類をそろえて申請してください。なお、7月以降分については7月1日時点の支給要件を満たす必要がありますので、早期給付された方が7月以降分も必ず支給されるものではありません。
- **祖父母と一緒に暮らしているが祖父母の収入も関係するの?** → 親権者がいる場合は親権者の収入で判断します。その場合祖父母は含みません。

7 提出先・問合せ先

県内の国公立高等学校等に在学 → 各学校

県外の国公立高等学校等に在学 → 滋賀県教育委員会事務局 高校教育課 修学支援係
電話：077-528-4587
mail：ma0905@pref.shiga.lg.jp

※私立の高等学校等に通う生徒がいる場合は、滋賀県私学・県立大学振興課で実施します。
在学する高等学校等を通じてお問い合わせください。